

鳥取県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
溝口伯太線	西伯郡南部町天萬字塩河原361-1地先から同字362-2地先まで	平成22年3月30日
名和岸本線	西伯郡大山町茶畑字曾利1113地先から同町高田字下国松237-3地先まで	〃
米子広瀬線	米子市石井字要害1006地先から同字1001-1地先まで	〃
大山口停車場大山線	西伯郡大山町大山字大山54-1地先から同字51-1地先まで	〃
上井北条線	倉吉市上井字小泓60-51地先から同市上井字宮ヶ坪75-14地先まで	〃
旧奈和西坪線	西伯郡大山町御来屋字往還端208-2地先から同字208-2地先まで	〃
米子岸本線	西伯郡南部町天萬字塩河原262-1地先から同町天萬字星川田32-29地先まで	〃